

有限会社グローバルトラストに対する危害防止命令について

資料6

- 有限会社グローバルトラスト(兵庫県三田市)が、平成23年11月に韓国から輸入した石油ストーブ アルパカ(Alpaca TSG-1(S))について、消費生活用製品安全法(以下「法」という)の重大な技術基準違反が判明したため、平成25年11月28日付けで同法第32条に基づく危害防止命令を発動。
- 当該ストーブを販売したコーナン商事(株)は、全国の自社店舗で販売した約2,300台の自主回収を本年4月8日から実施しているが、平成25年11月28日付けで、コーナン商事(株)に対して、製品回収の協力要請文を発出し、更なる回収に努めるよう要請。
- また、経済産業省では、流通事業者等に対して対象製品のリコール情報を提供するとともに、消費者庁と連携して、全国の地方自治体に対して当該情報を周知するよう協力を求めた。

【グローバルトラストに対する違反対応経緯】

平成25年

- 3月7日 法に基づく報告徴収命令(1回目)(期限までに回答なし)
- 4月5日 法に基づく報告徴収命令(2回目)(期限までに回答なし)
- 4月8日 コーナン商事(株)が自主回収を開始
- 6月25日 法に基づく立入検査を実施したが不在
- 8月2日 緊急試買テストを実施し技術基準への適合を検査
- 9月13日 緊急試買テストの結果が報告され、技術基準違反が判明
- 10月4日 法に基づく報告徴収命令(3回目)(期限までに回答なし)
- 10月18日 経済産業省プレス公表(消費者に対して注意喚起を実施)
- 10月24日 報告の督促文書を発出(期限までに回答なし)
- 11月8日 弁明の機会の付与を通知(期限までに弁明書の提出なし)
- 11月28日 **法第32条に基づく危害防止命令を発動**

【輸入事業者の概要】

- (1)会社名:有限会社グローバルトラスト
- (2)本社:兵庫県三田市
- (3)代表者:代表取締役社長 大森泰則
- (4)設立:平成10年2月、資本金:400万円
- (5)事業開始日(石油ストーブ):平成23年11月1日

Alpaca TSG-1(S)



【検査結果】 本体転倒又は地震時に消火しない

「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」別表第1「特定製品の区分9.石油ストーブ」の「技術上の基準6(転倒消火試験)」及び「技術上の基準9(振動試験)」に不適合

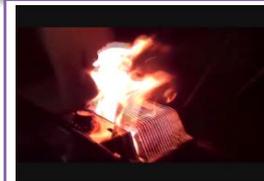
転倒方向:後



転倒方向:左



転倒方向:右



消費生活用製品安全法第32条(危害防止命令)

主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第四条第一項の規定に違反して特定製品を販売したこと。
- 二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと(第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。)